

平成 18 年 12 月 13 日

西東京市長
坂 口 光 治 殿

西東京市下水道審議会
会 長 小 舘 英 實

西東京市下水道使用料の適正化について（答申）

平成 18 年 5 月 24 日付、18 西審下第 6 号により本審議会に諮問された「西東京市下水道使用料の適正化について」、下記のとおり答申します。

記

第 1 答申の趣旨

1 西東京市下水道使用料の適正化について

市全体の財政状況や下水道事業の経営状況を踏まえ、現行下水道使用料を平成 19 年度に 10% 引き上げることが適当である。

2 今後の取組むべき方向性について

下水道特別会計の健全化を図るため、汚水処理費経費回収率を長期的には、独立採算制の原則を踏まえ、100% を目標とし、中期的には、多摩 26 市平均の水準を目指し、経営改善されるよう努力されたい。

3 配慮すべき事項

- (1) 使用料の改定に際しては、市民への周知と説明を十分に行い、理解と協力を得られるよう努力されたい。
- (2) 市は使用料改定後も引き続き、下水道財政の健全化に努め、3 年程度を目途に定期的に下水道事業のあり方を検証するとともに、改めて使用料の見直し等について検討されたい。

第2 答申に至るまでの経過

1 はじめに

(1) これまでの経緯

旧田無市と旧保谷市が合併し、西東京市となって5年が経過しました。新市の下水道料金は、合併成立までに新料金の設定が間に合わず、合併後もしばらくは、旧2市それぞれの料金体系による不均一料金となっていました。その後、料金統一を目的に設置された下水道審議会において、平成15年1月に「(市民負担の低い)旧田無市の下水道使用料をもって統一料金とするのが適当である。」との答申を受け、平成15年10月より統一料金に改定し、現在に至っています。

(2) 市全体の状況

本市の財政状況は、合併に伴う国や東京都からの財政支援により、比較的安定した財政状況を維持してきましたが、平成16年度以降は、市税収入の伸び悩みに加え、「三位一体の改革」(注1)と言われる国の地方財政対策の影響等によって大幅な財源不足が生じるなど、厳しい財政状況となっています。

このため市では、財源不足を解消し、国や東京都に依存しない自立した財政運営を早期に確立させるため、平成17年9月に「西東京市地域経営戦略プラン(第2次行財政改革大綱)」(以下、戦略プラン)(注2)を策定し、財政健全化に向けた具体的な取組みに着手しています。

(3) 下水道を取巻く環境の変化

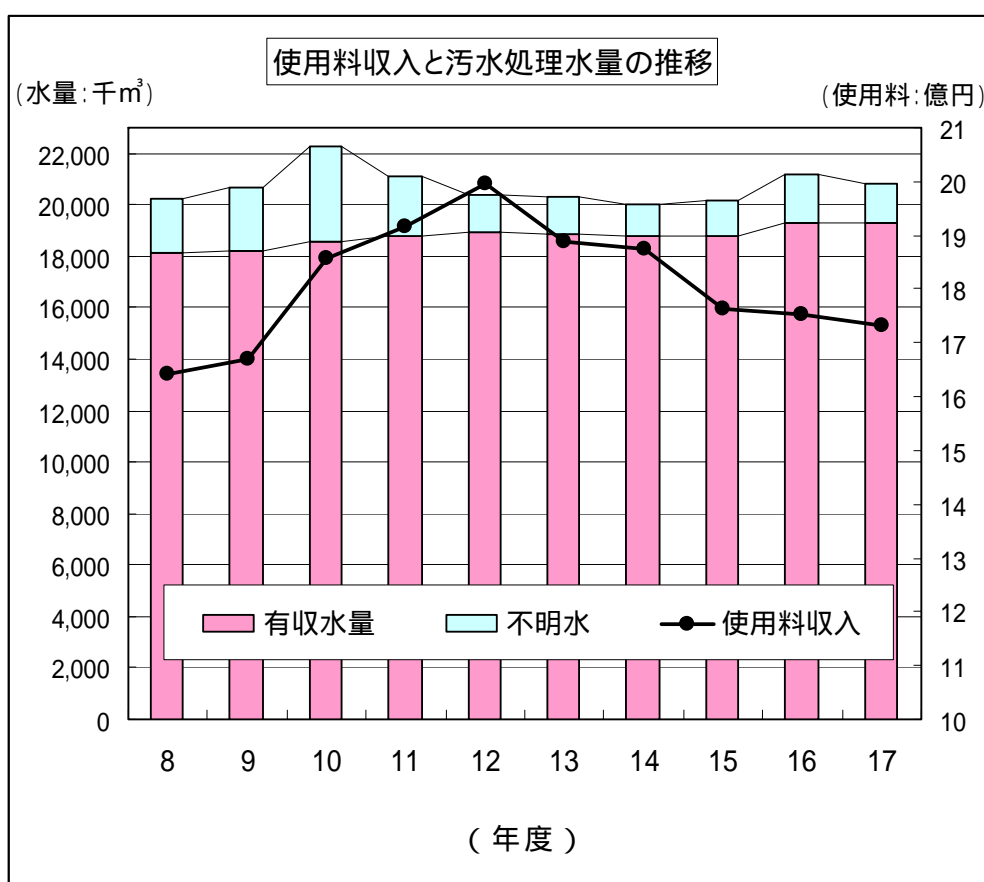
下水道の基幹収入である使用料収入は、人口増加や下水道整備の進捗に伴い、有収水量(注3)とともに増加傾向にありましたが、平成12年度を境に伸び悩む傾向となっています。これは節水意識の向上や景気低迷などにより、小口使用(一般世帯等)が増加し、大口使用(工場、事業所等)は減少しているといった影響などが大きな要因となり、平成15年度の料金統一後も大幅な収入不足が続き、さらに厳しい経営状況となっています。

この多額な不足分(赤字分)については、一般会計からの繰入金(注4)により補てんされ、結果として、これが一般会計の財政運営を硬直させる要因のひとつとなっています。西東京市の平成17年度の経常収支比率(注5)は、89.3%を確保していますが、下水道事業などの特別会計への赤字補てん的な繰出金を加えると、101.2%となり、市全体では平成16

年度に続き赤字体質となっています。

このため、戦略プランでは下水道事業について、「下水道特別会計の健全化」を実施項目として、「独立採算制の原則^(注6)を踏まえ、一般会計からの法定外（基準外）繰入を抑制する」ことを目的に、受益者負担の適正化を求めています。

このような下水道を取巻く社会経済情勢や環境の変化に対応するため、本審議会に諮問された「下水道使用料の適正化について」審議することになりました。



2 審議経過

(1) 下水道事業の現状と認識

下水道事業は、地方財政法上、公営企業として、位置づけられ、その運営経費は、サービスを受けた利用者が負担することとして、受益者負担の原則が適用されています。

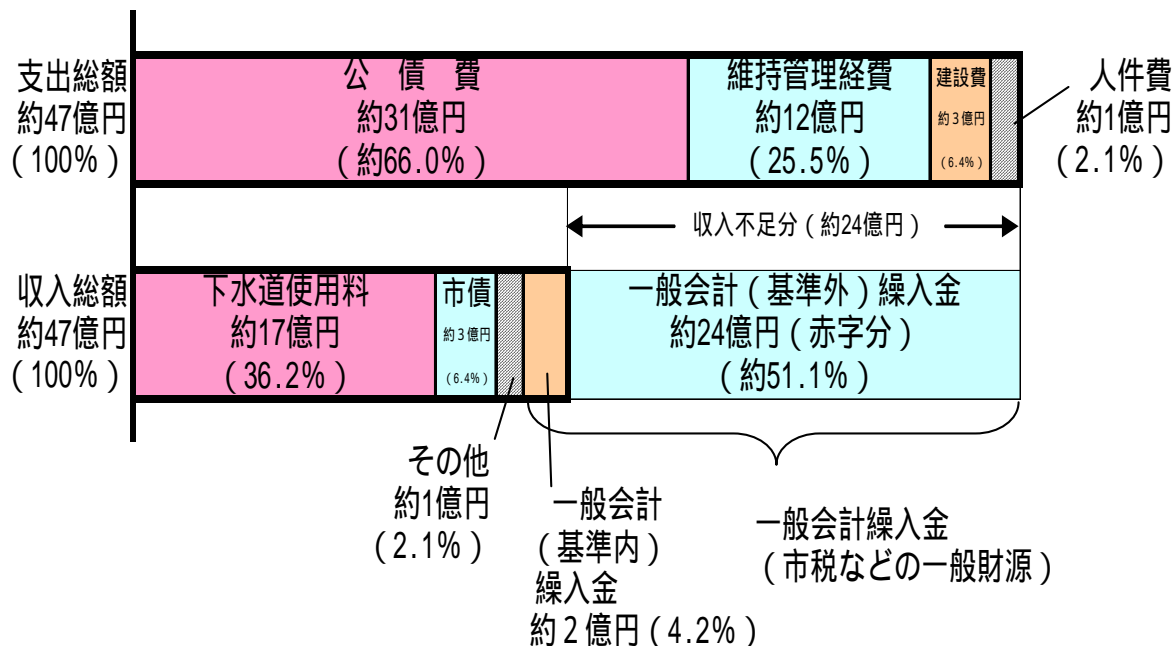
また、独立採算制を経営の基本原則として、一般会計と区別して、特別会計を設置し、事業を実施することになっています。

本市の下水道事業の経営状況（平成 17 年度実績）をみると、事業費（支出）は、人件費や施設の維持管理経費などに約 13 億円、建設費約 3 億円、公債費（注 7）約 31 億円など、総額約 47 億円となっています。特に公債費については、これまで下水道整備に要した建設費の多くを市債（注 7）に依存してきたため、借入総額が膨らみ、その結果、返済にあたる公債費も大きくなり、事業費全体の約 66%と高い割合を占めています。

事業費（支出）に対する収入は、利用者からの使用料収入が約 17 億円で、市債や一般会計からの基準内繰入金など、その他の収入約 6 億円を加えても約 24 億円の大幅な収入不足（赤字）となっています。

この収入不足（赤字）については、一般会計からの基準外繰入金（市税などの一般財源）により補てんしてもらい、収支均衡を保っている状況が続いています。この補てん額は市税収入の実に約 9%を占め、一般会計では、毎年度義務的・経常的に支出していかなければならないため、財政運営を圧迫する要因の一つとなっています。

【平成 17 年度 下水道事業特別会計の決算状況】

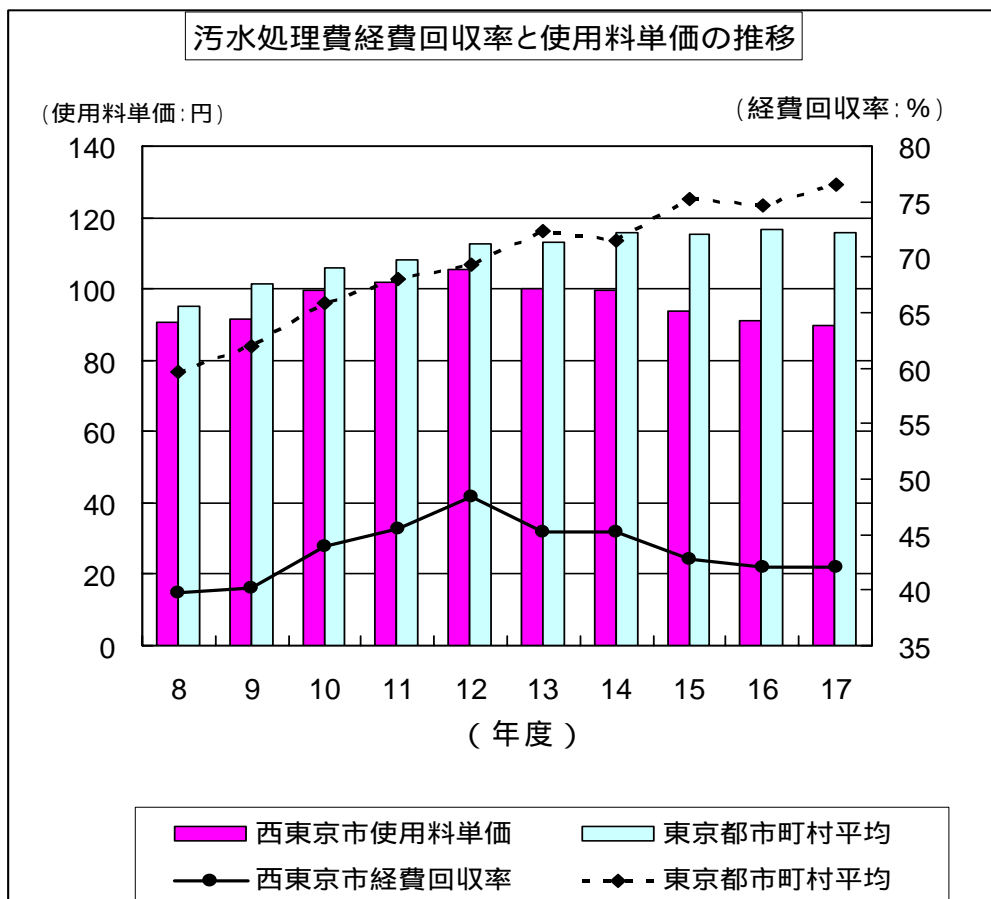


下水道の経営指標である汚水処理費経費回収率（以下、回収率）（注 8）と使用料単価（注 9）は、使用料収入の伸び悩みとともに年々悪化し、他団体との格差が広がっています。

平成 17 年度の回収率は、42.0%（汚水処理費 100 円に対して、42

円しか回収していない状況、多摩 26 市平均は 76.0%) で多摩 26 市の中で最下位となっています。使用料単価についても 89.7 円/m³ (多摩 26 市平均 115.8 円/m³) と年々下がっている状況となっています。

国 (総務省) においても、150 円/m³ (月額 3,000 円/20 m³) を一つの使用料水準として適正化を図っていくことを求めており、下水道事業に対して財政負担のあり方や事業経営のあり方について、厳しい目が注がれるようになっていきます。



(2) 経営改善の必要性

このような厳しい経営実態を踏まえ、市では、回収率の分母となる人件費や公債費をはじめとする経費の削減を図っていますが、これらの行政側の内部努力(支出の削減)だけで、戦略プランに示されている「下水道特別会計の健全化」を進めていくことは、限界があるものと考えられます。

このため、本審議会では、健全化に向けたさらなる対策として、これまでの内部努力(支出の削減)に加え、分子を増やすため、新たに収

入を確保すること、すなわち「下水道使用料の適正化」を図ることが必要であり、使用料の改定は避けては通れないものと理解しました。

(3) 経営目標の設定

本審議会では、下水道財政の健全化を図り、今後においても市民生活に必要な下水道サービスを維持し、安定的に提供し続けるためには、短期的(3年程度)だけでなく、中期的(10年程度)・長期的(将来的)にも自立・安定した経営基盤を構築することが肝要であり、目指すべき方向として、短期的、中期的、長期的に経営目標をそれぞれ設定していくべきであるとの考えに至りました。

また、使用料の適正化を図ることによって、一般会計からの基準外繰入金が抑制されることとなります。さらに、その抑制分は、教育や福祉、都市整備といった一般会計で実施している行政サービスの新たな財源として活用することができ、結果として、市民生活の向上につながる側面(波及効果)があることも理解しました。

そこで、下水道財政の健全化を「一般会計からの繰入金の抑制」として捉え、経営目標については、下水道事業の経営状況を最も端的に表している指標である「回収率」の改善に設定することとしました。

将来的には、独立採算の原則を踏まえ、あるべき姿の100%を目指し、中期的には、多摩26市平均(平成17年度76.0%)の水準を目指し、短期的には、戦略プランの目標としている50%程度まで改善していくべきとの意見にまとまりました。

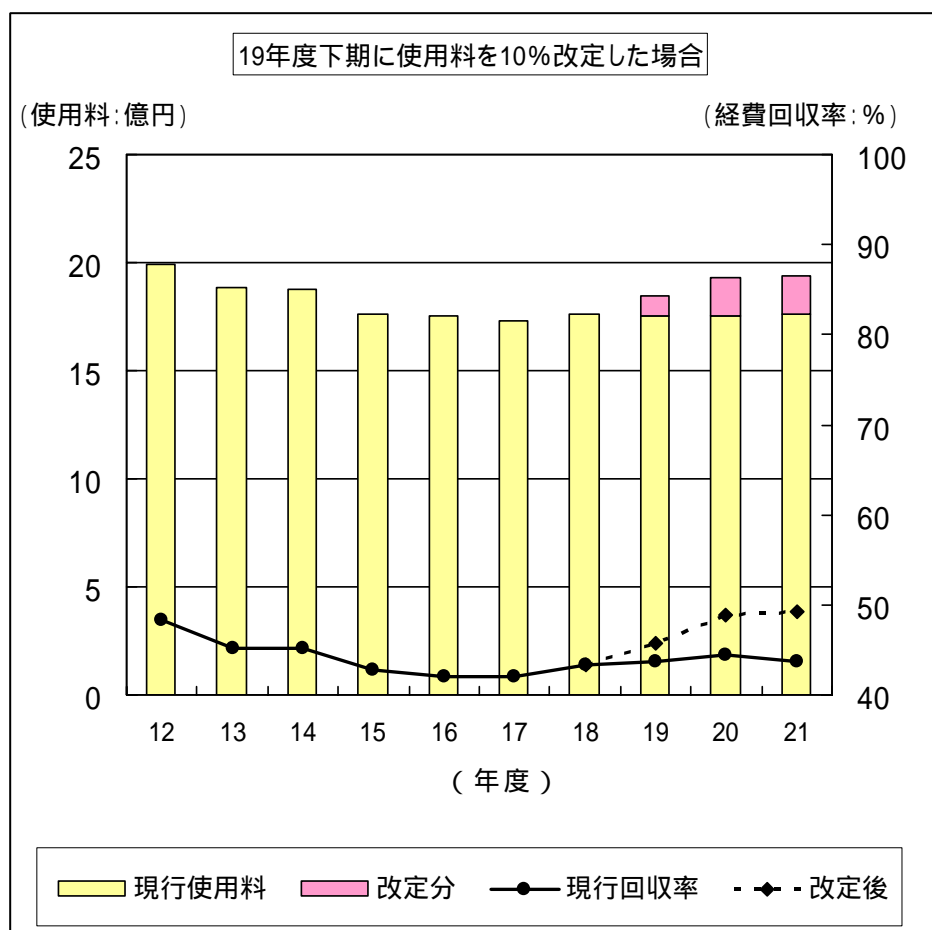
(4) 使用料の改定

以上のように本審議会では、市全体の厳しい財政状況や下水道事業の経営状況を理解した上で、検討を重ね、下水道財政の健全化に向けた対策が必要であるとの共通認識に立ち、下水道使用料の適正化、すなわち使用料を引き上げることは、やむを得ない状況にあるとの判断に至りました。

しかしながら、短期的な経営目標として設定した「回収率50%程度」を達成するためには、現行の料金水準を約14%引き上げる必要があり、検討した結果、市民生活への影響をできる限り少なくするという配慮から、使用料引上率を10%(注10)とすることが妥当であるとの結論に達しました。

また、使用料の引上げに際しては、市民の理解と協力が得られるよう、

市民に対し周知と説明を十分行うことが必要です。さらに市は使用料の引上げ後においても引き続き経営改善を行い、財政の健全化に努め、3年程度を目途に定期的に下水道事業のあり方について検証するとともに、改めて使用料の見直し等について検討していくべきであると考えます。



(5) その他の意見

下水道財政の健全化を図るため、以下の事項を考慮しながら下水道事業の運営にあたるよう要望します。

収入の確保

汲取りや浄化槽を使用している、いわゆる未接続世帯については、公共下水道への接続（水洗化）を強化し、受益者負担の公正、公平性を確保すること。

支出の削減

ア 事業費の中で、最も高い割合を占めている公債費については、借

換制度などを積極的に活用し、利子負担の軽減を図ること。

イ 地下水や雨水など、公共下水道に流入し使用料の対象とならない、いわゆる「不明水」については、減少に向けた対策を検討、実施し、有収率^(注11)を向上させるとともに、清瀬水再生センターへの維持管理負担金の削減に努めること。

ウ 関係市町村と連携して広域的な維持管理体制を構築し、効率化を図ることによって経費の削減が期待される、いわゆる「下水道管きよの維持管理業務の共同化」については、その実現に向け、引き続き関係機関と協議を進めること。

エ 老朽化した下水道施設については、計画的な点検・補修等を充実させ、予防保全型の維持管理に転換した延命策を講じるとともに、今後の施設更新に際しては、事業費（建設費）が平準化するよう計画的に実施し、後年度負担（公債費）の抑制に努めること。

また、平成 21 年度以降、更新時期を迎えるポンプ場^(注12)については、費用対効果など、引き続き慎重に検討すること。

その他の取組み

下水道の役割や現状など情報提供に努め、健全化に向けた取組については、市民の理解と協力を得ながら進めていくこと。

3 おわりに

今回の審議を通して、下水道は、市民生活の向上だけでなく、河川などの公共用水域の保全、処理水の再利用並びに資源化といった、水環境・水循環の維持・回復に貢献するなど、その役割がますます大きくなっていることを改めて理解しました。また、下水道サービスを安定・継続して提供していくためには、下水道事業の経営基盤を強化していくことが必要であることも認識しました。

本審議会では、平成 18 年 5 月 24 日以来、8 回にわたる審議を重ね、この間、各委員からは、

「長期的にみると公債費が減少し、経営改善していくから、急いで引き上げる必要はない。」

「経営状況が厳しいのは理解するが、市民生活への影響を考慮して引上率を 8 % に圧縮すべきだ。8 % でも経営改善は可能だ。」

「早期に回収率 50 % を達成し、引上率 14 % とすべきだ。」

「健全化するためには、回収率を多摩近隣 5 市（広域行政圏）（注 1 3）平均の 58.8% 程度までもっていくべきで、ある程度の市民負担はやむを得ない。」

「経営目標を回収率でなく、一般会計繰入金の削減額としても良いのではないか。」

など、様々な意見が出ました。

このような活発な議論を行いながら、意見集約した結果、当面は回収率 50% を目指し、使用料の引き上げに際しては、その負担の全てを市民に求めるのではなく、市においても経営の合理化・効率化など、経営改善を進めていくことで、使用料引上率を 10% にするという結論に至りました。

以上、限られた時間の中ではありましたが、私たちは市の下水道の現状や課題、問題点等について理解することができました。さらに今後の下水道事業のあり方について議論を深め、本審議会の総意として、答申に至りました。

今後、この答申が下水道事業の健全な運営に十分に活かされるよう要望するとともに、健全化の取組みや達成状況については、定期的に評価・検証した上で、その結果を公表し、市の下水道事業が市民はもとより、多くの下水道利用者に理解されることを期待します。

付 属 資 料

- 1 平成 18 年度 西東京市下水道審議会 委員名簿
- 2 西東京市下水道審議会への諮問について
- 3 西東京市下水道審議会 審議経過
- 4 西東京市下水道審議会条例

【本文 P- 2】

（注 1）三位一体の改革

国と地方が深刻な財源不足の状況にある中で、地方が決定すべきことは地方自ら決定するという、地方自治体本来の姿の実現を目指して、国庫補助金の改革、国から地方への財源移譲、地方交付税の見直し、の3つを「同時に改革」する取組です。

（注 2）西東京市地域経営戦略プラン（第 2 次行財政改革大綱）

地方分権時代に市民の望む街づくりを実現できる自立した自治体の確立を目指して、緊急課題である財政健全化を着実に進めるとともに、分権時代にふさわしい行財政経営の仕組みを整備するために、平成 17 年度から 21 年度までを実施期間として市が策定したものです。

（注 3）有収水量

有収水量とは、汚水処理水のうち、生活雑排水、水洗便所からのし尿や工場廃水など、汚水処理経費を負担すべき者が明らかで下水道使用料の対象となっている水量をいいます。

また汚水処理水のうち、有収水量以外の地下水やマンホールから流入する雨水など、汚水処理経費を負担すべき者が明らかでない水量を不明水といいます。

（注 4）一般会計からの繰入金

一般会計繰入金は、下水道事業特別会計の収入として、一般会計からもらうお金のことで、一般会計側からみると特別会計へ出すお金、繰出金と呼ばれ、表裏一体の関係になります。

一般会計繰入金のうち雨水処理にかかる経費など、一定の基準により公費負担で賄うべきもの（本来一般会計において負担すべき経費）としてもらっているお金を基準内繰入金といいます。特別会計の赤字補てんなど、一定の基準以外の事由によりもらっているお金を基準外（法定外）繰入金として区分しています。

戦略プランでは、下水道事業特別会計の健全化を図るため、この基準外（法定外）繰入金の抑制を求めています。

【本文 P- 2】

（注 5）経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための財政指標の一つ。

市税など毎年度経常的に収入され、市が自由にその用途を決定できる財源（経常一般財源）に対する、人件費、扶助費、公債費など毎年義務的・継続的に支出する必要が経費に充当された一般財源（経常経費充当一般財源）の比率を示した指標です。

適正水準は、一般的に 70～80%といわれ、比率が低いほど、自由に使える財源が多く、新たな行政需要に対応する余力があるといえます。逆に比率が高いほど、自由に使える財源が少なくなり、財政構造の硬直化が進んでいくことになります。

【本文 P- 3】

（注 6）独立採算制の原則

下水道事業は、地方財政法第 6 条によって自治体が経営する企業、公営企業として位置づけられ、その運営経費は、サービスを受けた利用者が負担することになっており、受益者負担の原則が適用されています。

さらに、地方財政法では、運営経費は、その経営に伴う収入（使用料）をもって充てなければならないとしています。これを独立採算制といい、税収入を主な財源として、市民生活に必要な行政サービスを提供している一般会計と区別して、特別会計を設置して事業を実施することになっています。

【本文 P- 4】

（注 7）公債費、市債

「市債」は、市が建設事業など、必要な資金を調達するために借入れる長期借入金（借金）で、平成 17 年度末現在の下水道事業の市債残高は、約 214 億円（多摩 26 市平均残高は約 207 億円）となっています。

「公債費」は、市債を借入れた際、定められた条件による毎年度の元金償還及び利子の支払経費の合算で、いわば借金の返済額です。

【本文 P-4】

（注 8）汚水処理費経費回収率（回収率）

汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収割合を示す指標。

下水道経営は、汚水処理費を使用料によって賄うことが原則であるため、この経費回収率は下水道事業の経営状況を最も端的に表している指標となっています。独立採算制の原則からすれば、回収率 100%以上が適正な水準となります。

$$\text{汚水処理費経費回収率（％）} = \frac{\text{使用料収入（使用料単価）}}{\text{汚水処理費（汚水処理単価）}} \times 100$$

この回収率は分母を汚水処理費、分子を使用料収入として計算されるもので、分母を減らし分子を増加させることにより、回収率は改善に向かいます。

（注 9）使用料単価

有収水量 1 m³あたりの使用料収入であり、使用料の水準を示すものです。回収率とともに、他団体と比較、分析する際に有効な指標となっています。

$$\text{使用料単価（円/m}^3\text{）} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{年間有収水量}}$$

【本文 P-6】

（注 10）使用料引上率 10%（の影響について）

使用料を 10% 上げた場合の市民への影響額は、一般家庭（4人世帯）の平均排出量 24 m³/月（¹）で試算すると、月 1,714 円から 1,883 円となり、毎月 169 円、年間で 2,028 円の負担増になると見込まれます。

（¹）東京都など、一般的なモデルケースとして使用している汚水排出量。

使用料収入は、上げた場合と上げなかった場合を比較すると、上げの影響が通年化する 20、21 年度には、約 1.8 億円程度の増収が見込まれます。

この結果、一般会計繰入金が使用料の増収相当額分、減少することになり、回収率も 17 年度の 42.0% から 21 年度には 49.5%（引上げない場合は 45.0%）まで改善される見通しとなっています。（²）

（²）19 年度以降の数値については、17 年度決算及び 18 年度予算をベースに推計したもので、毎年度、当初予算及び実施計画と整合を図りながら見直しを行っています。

【本文 P- 8】

(注 11) 有収率

汚水処理水のうち、使用料の対象となっている有収水量の割合をいいます。有収率が高いほど、使用料収入の割合が高くなるということで、汚水処理施設が効率的に運用されているかどうかをみる指標となっています。

西東京市の汚水は、最終的に東京都が管理運営している清瀬水再生センター(終末処理場)で浄化処理され、公共用水域(隅田川の上流にあたる柳瀬川)に放流されています。

平成 17 年度の多摩 26 市平均有収率は 95.1%、西東京市は 92.7%となっています。

(注 12) ポンプ場

本市には、地形的な要因により低地部の汚水を下水道幹線に接続させるための中継ポンプ場が 3 箇所あり、昭和 59 年に東町ポンプ場、東伏見ポンプ場が、昭和 63 年に下保谷ポンプ場がそれぞれ供用開始となっています。

これらのポンプ設備の耐用年数は 15～20 年となっており、順次更新時期を迎えることになっています。

【本文 P- 9】

(注 13) 広域行政圏

正式な名称を「多摩北部都市広域行政圏協議会」といい、西東京市(設立時は田無市、保谷市)をはじめ、小平市、東村山市、東久留米市、清瀬市の近隣 5 市(設立時は 6 市)が共通する行政課題に連携協力して対処するため、昭和 62 年に設立されました。

現在も「多摩六都」の愛称で親しまれ、各施設の相互利用など、協力し合い広域的なまちづくりの展開を図っています。

平成18年度 西東京市下水道審議会 委員名簿

(敬称:略)

区分(分野)		氏名	備考(職業・所属等)
学識経験者		コダテ ヒデミ 小 舘 英 實	前 帝京平成大学情報学部教授
		ウラタ イズミ 浦 田 泉	税理士
		イムラ ナコ 伊 村 則 子	武蔵野大学 人間関係学部 環境学科 講師
市 民	法人市民	エビサワ マゴアキ 海老沢 孫 顕	共同組合 田無給食センター理事長
		ミスイ モトミ 水 井 元 三	佐々総合病院 総務課主任
	公募市民	クノ ヤスオ 久 野 雍 夫	緑町在住
		コバヤシ ヤスオ 小 林 康 男	芝久保町在住
		ホンダ クミコ 本 田 久美子	北町在住
	その他市長が 必要と認める者	イノウエ カツヒコ 井 上 克 彦	前 東京都下水道局業務部長
カジタニ タダシ 梶 谷 正		日本下水道事業団 事業統括部 調査役	

会 長 副 会 長

18 西 審 下 第 6 号
平成 18 年 5 月 24 日

西東京市下水道審議会
会 長 小 舘 英 實 様

西東京市長
坂 口 光 治

西東京市下水道審議会への諮問について

このことについて、西東京市下水道審議会条例第 2 条に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

西東京市下水道使用料の適正化について

2 諮問の理由

現在、本市では地域経営戦略プラン（第 2 次行財政改革大綱）に基づき、財政健全化に向けた全庁的な取組を進めており、下水道事業特別会計においても、独立採算制の原則を踏まえ、一般会計からの繰入金を抑制することが強く求められています。

このため、地域戦略プランに位置づけられている実施項目「下水道事業特別会計の健全化」を着実に実行し、今後も安全で快適な下水道サービスを安定・継続して提供できるよう、「下水道使用料の適正化」について諮問するものです。

西東京市下水道審議会 審議経過

開催日等		審議内容等
第1回	平成18年5月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・会長及び副会長の選出 ・審議会の運営方法について ・諮問 ・今後のスケジュールについて 等
第2回	平成18年6月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の視察 (東町ポンプ場、清瀬水再生センター)
第3回	平成18年7月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・「下水道財政と使用料について」(講演) (講師:東京都下水道局総務部理財課財政担当主査)
第4回	平成18年7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・西東京市の財政状況について ・西東京市の下水道財政の状況について 等
第5回	平成18年8月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料等について 等
第6回	平成18年9月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料等について 等
第7回	平成18年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料等について 等
第8回	平成18年12月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申(案)の最終確認について ・答申 等

西東京市下水道審議会条例

平成13年6月29日
条 例 第 1 9 8 号

(設置)

第1条 西東京市の下水道使用料、都市計画下水道事業その他の下水道事業の運営に関し必要な事項について検討するため、西東京市下水道審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、下水道使用料、都市計画下水道事業その他の下水道事業の運営に関し必要な事項を調査し、審議し、及びその結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民 5人以内
- (2) 学識経験者 3人以内
- (3) その他市長が必要と認める者 2人以内

2 委員の任期は、2年とし、補欠委員については、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、都市整備部下水道課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。